

(コラム1)

【死後の手続きチェックリスト】どの順番で進めればいい？



家族の死後、本来であればゆっくりと心を落ち着けて過ごしたい時期。

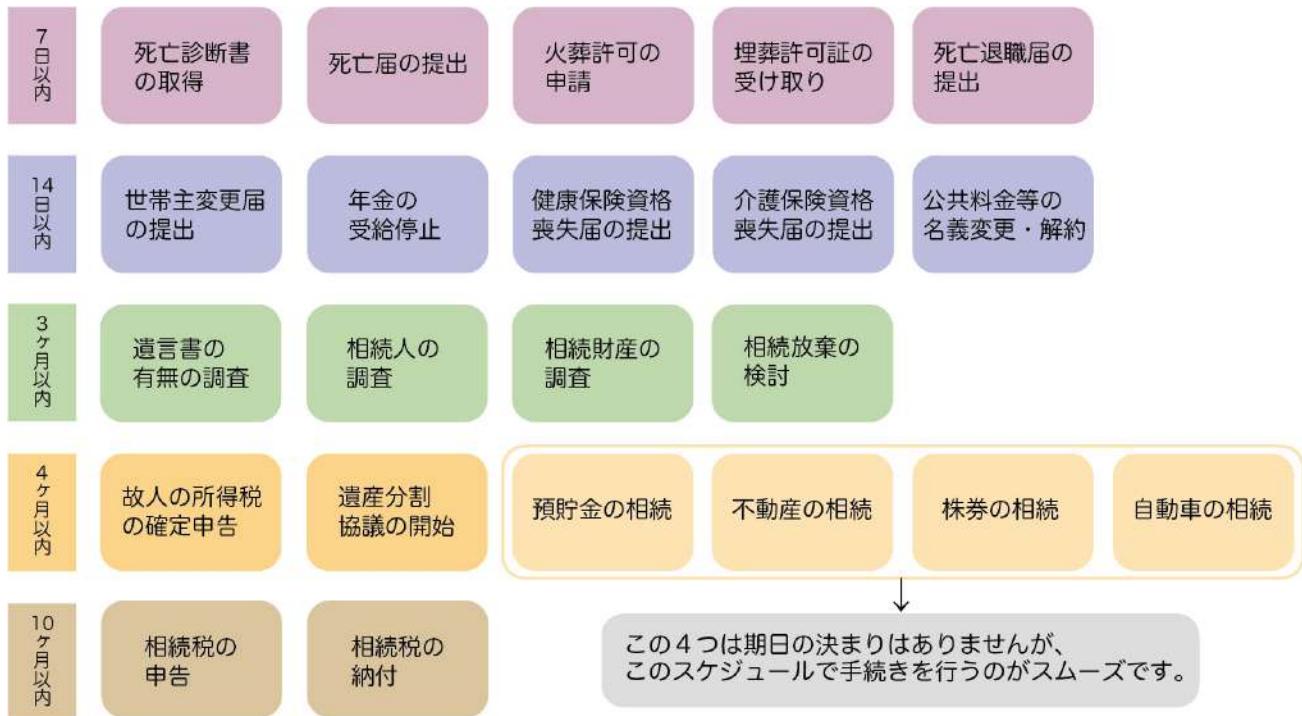
しかし、各手続きには期限があるため、遺族は慌ただしい日々を送ることになってしまうというのも事実です。

抜け漏れのないよう、また出来るだけスムーズに手続きを行えるよう、「死後の手続きリスト」を作成しました。

どの手続きをいつまでに行えば良いか確認し、スケジュールを立てる際の参考にしてみてください。

死後の手続きチェックリスト

この表のスケジュール通り進めていくと、死後の手続きをスムーズに進めることができます。



〈7日以内〉

- 死亡診断書の取得
- 死亡届の提出
- 火葬許可の申請
- 埋葬許可証の受け取り
- 脂肪退職届の提出

〈14日以内〉

- 世帯主変更届の提出
- 年金の受給停止
- 健康保険資格喪失届の提出
- 介護保険資格喪失届の提出
- 公共料金などの名義変更・解約

〈3ヶ月以内〉

- 遺言書の有無の調査
- 相続人の調査
- 相続財産の調査
- 相続放棄の検討

〈4ヶ月以内〉

- 故人の所得税の確定申告
- 遺産分割協議の開始

※以下の4つは期日の決まりはありませんが、このタイミングで手続きを行うのがスムーズです。

- 預貯金の相続
- 不動産の相続
- 株券の相続
- 自動車の相続

〈10ヶ月以内〉

- 相続税の申告
- 相続税の納付

お気軽にご相談ください



大和田税理士事務所では、相続税に関するご相談を受け付けております。
「相続財産への課税が心配」「調べてみてもよく分からぬ」「身内に頼れる人がいない……」
などお悩みをお持ちの方は、ぜひ当事務所にご相談ください。